

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13738

研究課題名（和文）公的扶助と教育政策 生活保護制度における大学等就学支援に着目して

研究課題名（英文）Public assistance and education policy: focusing on support for university enrolment in the public assistance

研究代表者

三宅 雄大 (Miyake, Yudai)

お茶の水女子大学・基幹研究院・助教

研究者番号：20823230

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、社会保障審議会の議事録分析による制度研究と、都内A市の生活保護利用世帯出身の大学等就学者を対象にインタビュー調査を実施した。その結果、議事録分析からは、非進学者等との均衡を理由に世帯分離就学が正当化されていたこと。他方で、ある種の「逸脱」事例（協力的な保護者、難関大学への進学）の分析からは、大学等修学支援新制度により、就学機会・就学継続の可能性が一定程度拡充されたと考えられること。しかし、「逸脱」事例でさえも出身世帯（保護者）の経済的援助、支出の抑制により、不安定ながらもどうにか就学継続ができていたこと。以上が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、従来の研究で十分に焦点化されてこなかった論点、すなわち：大学等入学後の就学継続と、進学・就学継続に明らかな困難を抱えている事例ではなく、家庭環境が相対的に安定しており学力が高い「逸脱」事例を取り上げて分析した点にある。以上2点は、相対的に安定した状況・高学力の学生でさえも、現行の政策・制度設計（世帯分離+大学等修学支援新制度）では就学継続に不安定性を残すという、ある種逆説的な問題提起につながり、ひいては、広く大学生等の生活保障/教育保障を（生活保護制度内外で）整備していくうえでの実際的な示唆をもたらすものと考えられる。

研究成果の概要（英文）： This study examines the nature of the public assistance and education policy by conducting research based on an analysis of the proceedings of the Social Security Council and an interview survey of students in higher education from households public assistance in City A in Tokyo.

As a result, (1) the analysis of the proceedings shows that “the separation of households to attend higher education” was justified on the grounds of balance with those who did not go on to higher education. On the other hand, (2) analysis of certain 'deviant' cases (cooperative guardians, students going on to prestigious universities) indicates that the new support programs for students in higher education has expanded opportunities to study and the possibility of continuing to study to a certain extent. However, (3) even in the 'deviant' cases, the financial support of the parents and the curbing of expenditure enabled the students to continue their studies, albeit precariously.

研究分野：社会福祉学

キーワード：生活保護制度 世帯分離就学 世帯内就学 高等教育

1. 研究開始当初の背景

生活保護世帯における大学等進学率(36%)は、日本全体の進学率(72.9%)に比して低位である(内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況(2018年度)」)。上記の進学率の格差をもたらす要因の一つとして、生活保護制度の構造と運用が考えられる。

現行の生活保護制度において大学等就学は、就学者が世帯分離をする(または、生活保護世帯からの転出をする)限りで認められている。なお、ここでいう世帯分離とは、世帯(居住と生計を一にする消費共同体)であるものを同一世帯ではないと擬制することを指す。

世帯分離就学をすることは、就学者分の生活保護費が減額されることを意味する。これにより、当該世帯は、減額された生活保護費と就学者の収入(アルバイト収入等)で生活をする事となり、生活水準が最低生活基準を下回る場合がある。

また、生活保護制度の運用方針を定めた厚生労働省発の「保護の実施要領」(通知)では、大学等就学が「世帯の自立」(保護廃止)や「個人の自立」(就労自立、保護廃止)助長によって条件づけられており、子どもの大学等就学が出身世帯に対する扶養へと接続されていると考えられる。

上記のような状況に対して、2018年には生活保護法が改正され、大学等進学準備給付金の創設、世帯分離就学後に住宅扶助費を減額する措置の停止がなされることとなった。ただし、大学等就学に伴って世帯分離が必要なことに変わりない。これに対して、近年、教育政策の領域では、貧困・低所得世帯を対象として、大学等就学費用の軽減策がとられつつある。具体的には、住民税非課税世帯・生活保護世帯等を対象とした給付型奨学金の支給(2017年度より先行実施)ならびに、授業料等の減免(2020年度より実施)が挙げられる。

ここまでの議論を踏まえると、生活保護世帯における大学等就学は、最低生活保障から除外されつつ、当人や出身世帯の自立助長の手段として、そしてまた、広く教育政策の対象として位置付けられているといえよう。

2. 研究の目的

そこで本研究では、生活保護世帯における大学等就学を「いかに」支援すべきか、その在り方を検討することを大目的として、以下2とおりの問いに答えることを目指すこととした。

・問1:なぜ、生活保護制度において、大学等就学は最低生活から除外されるのだろうか(世帯分離就学が必要なのだろうか)。そしてまた、それは、どのような論理によって正当化されてきたのか。

・問2:生活保護世帯における大学等就学が、生活保護制度のみならず、教育政策と関わる問題であるとするれば、就学支援は、生活保護制度と教育政策(奨学金の拡充、授業料等の減免等)をいかに組み合わせながら推進されるべきなのか。

3. 研究の方法

上記の問い/目的を究明するにあたり、研究方法としては、当初、文献研究(先行研究、行政資料等のレビュー)ならびに、イギリス(スコットランド)を対象とした調査研究(視察・資料収集、インタビュー)を行うことを予定していた。しかしながら、COVID-19により調査実施(とりわけ海外渡航等)の見通しが立たなくなったため方法を中止し、生活保護利用世帯出身の大学生等を対象にインタビュー調査を実施し、政策・制度設計の在り方への示唆を得ることとした。

問1を明らかにする際には、2017年に開催された厚生労働省・社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の議事録を定性的な内容分析の方法を用いた。また、問2との関連では、都内A市で生活保護を利用している世帯のうち、大学等就学者、または、大学等既卒者を含む世帯を対象に、2022年~2023年にかけてインタビュー調査の依頼(福祉事務所を介したチラシの配布)を行い、当事者の語りを収集することとした。最終的に、2022年末に1名(国立大学2年生)、2023年末に1名(私立大学1年生)にインタビュー調査を実施し、加えて保護者1名の協力を得て補足的な調査を実施した。上記2名の事例を先行研究で得られた知見との対比から「逸脱」事例として位置づけ、事例分析を行った。なお、上記インタビュー調査に関しては、所属校の研究倫理審査による承認を得ている。

4. 研究成果

第1に、厚生労働省・社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の議事録の内容分析からは、「大学等非就学者/高卒就職者/非利用世帯との均衡」を理由に、大学等就学の「最低生活保障への包摂不可能性」が指摘されていたこと、これにより「世帯内就学」の正当性が否定され、結果として「世帯分離就学」が消極的に正当化されていたことが明らかとなった。しかし、上記の「世帯分離就学」を正当化する論理には、問題が含まれており必ずしも頑健なものではなく、「世帯内就学」の否定されている現状には再考の余地があった。その意味で生活保護制度(運用)の変更可能性は開かれていると考えられる(三宅2022)。

他方、第2に、協力者のうち1名(国立大学2年生)のインタビュー調査の結果を分析したところ、「逸脱」事例(協力的な保護者、高学力、難関大学進学等)において、大学等進学とひとまずの就学継続がなされていたこと、その背景に、大学等修学支援新制度(授業料等の減免・拡充された給付型奨学金)の施行があると考えられることが析出された。しかしながら同時に、当人の就学継続の背後には、出身世帯(保護者)による経済的援助、さらには、当人の各種支出の抑制などがあり、その就学継続の可能性は必ずしも安定的なものではなかった。以上を踏まえると、相対的に安定した状況で進学・就学している「逸脱」事例でさえも就学継続に不安定性があることから、仮により困難な状況が生じる場合(出身世帯に要介護者がいる場合、当人の健康状態が悪化している場合、進学先で追加的な費用(実習費等)が発生する場合等)、生活保護利用世帯出身の大学等就学者(さらにいえば、広く経済的困難を抱える大学生等)は就学継続が危ぶまれる状況になると推測される(三宅2023, 2024参照)。なお、調査の実施が遅れたため研究期間中に分析結果を公表するには至らなかったが、もう1名(私立大学1年生)に対するインタビュー調査の結果(同じく「逸脱」事例)に関しても、上記と類似の知見が得られている。

以上に示した「世帯内就学」の否定(=大学生等の最低生活保障の否定)の問題と、「逸脱」事例における就学継続でさえも不安定性をはらんでいる(さらにいえば、より困難を含む事例では、就学継続が危ぶまれるものと推測される)という実態を踏まえ、今後、生活保護制度内外における大学等就学者の生活保障(世帯内就学の容認、または、学生向けの生活保障の確立)と教育保障をあわせて拡充していくことにより、就学機会を拡充するのみならず、卒業までの就学継続を保障していくことが必要であると考えられる。この点のさらなる精査・検討は、今後の課題としたい。

参考文献

- ・三宅雄大, 2022, 「生活保護制度における大学等「世帯分離就学」を正当化する論理」日本社会福祉学会『社会福祉学』62(4): 17-30.
- ・三宅雄大, 2023年10月17日, 「生活保護制度における大学等就学: 制度/運用と資源調達」国立社会保障・人口問題研究所「一般会計PJ「新たな時代に向けた社会保障制度の基礎理論の整理・制度の在り方に関する研究」, 国立社会保障・人口問題研究所.
- ・三宅雄大, 2024年3月17日, 「生活保護利用世帯出身者の大学進学及び就学継続に関する研究: 転出就学者の事例を通して」, 日本社会福祉学会・関東部会・2023年度大会, オンライン開催.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 三宅雄大	4. 巻 29
2. 論文標題 教育の観点から：『生活保護解体論』における教育費保障：大学等就学に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 貧困研究	6. 最初と最後の頁 67-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄大	4. 巻 9
2. 論文標題 社会的投資との交差点：生活保護制度における「進学支援」と「人材投資」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 地域社会学会ジャーナル	6. 最初と最後の頁 9-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄大	4. 巻 62(4)
2. 論文標題 生活保護制度における大学等「世帯分離就学」を正当化する論理	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会福祉学	6. 最初と最後の頁 17-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅雄大	4. 巻 50(4)
2. 論文標題 大学等就学と最低生活保障/自立助長：未来時制に侵食される現在	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 90-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 三宅雄大
2. 発表標題 社会的投資との交差点：生活保護制度と大学等就学
3. 学会等名 地域社会学会・第3回研究例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 三宅雄大
2. 発表標題 社会的権利の行使に対する市民意識：自己責任と制度利用の妥当性
3. 学会等名 貧困研究会 第14回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 三宅雄大
2. 発表標題 生活保護制度において大学等「世帯分離就学」が正当化される論理：「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の議事録を通じて
3. 学会等名 日本社会福祉学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 三宅雄大
2. 発表標題 生活保護制度における大学等就学：制度 / 運用と資源調達
3. 学会等名 国立社会保障・人口問題研究所「一般会計PJ「新たな時代に向けた社会保障制度の基礎理論の整理・制度の在り方に関する研究」」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 三宅雄大
2. 発表標題 生活保護利用世帯出身者の大学進学及び就学継続に関する研究：転出就学者の事例を通して
3. 学会等名 日本社会福祉学会・関東部会・2023年度大会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 三宅雄大	4. 発行年 2021年
2. 出版社 生活書院	5. 総ページ数 288
3. 書名 「縮減」される「就学機会」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関